

平成26年度 第5回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

2 議 題

(2) 第6期介護保険料について

本市における第6期介護保険料について

1. 第6期介護保険事業計画について

(1) 第1号被保険者数（65歳以上）及び要介護認定者数の見込み

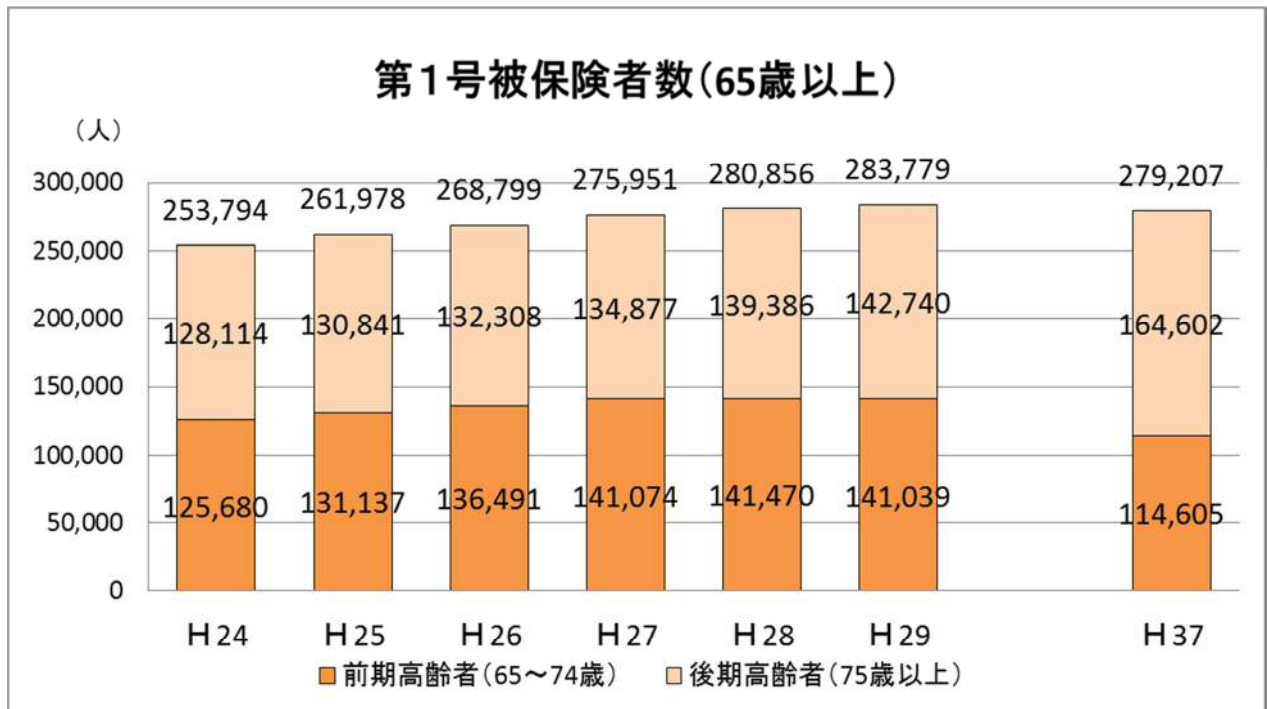
①第1号被保険者数

本市の65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は今後も引き続き増加し、平成29年度には約28万4千人になる見込みです。

(単位：人/月)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
第1号被保険者数	253,794	261,978	268,799	275,951	280,856	283,779	279,207
65歳～74歳 (割合)	125,680 49.5%	131,137 50.1%	136,491 50.8%	141,074 51.1%	141,470 50.4%	141,039 49.7%	114,605 41.0%
75歳以上 (割合)	128,114 50.5%	130,841 49.9%	132,308 49.2%	134,877 48.9%	139,386 49.6%	142,740 50.3%	164,602 59.0%

※平成24・25年度は平均値、平成26年度は7月値。平成27年度以降は推計値。



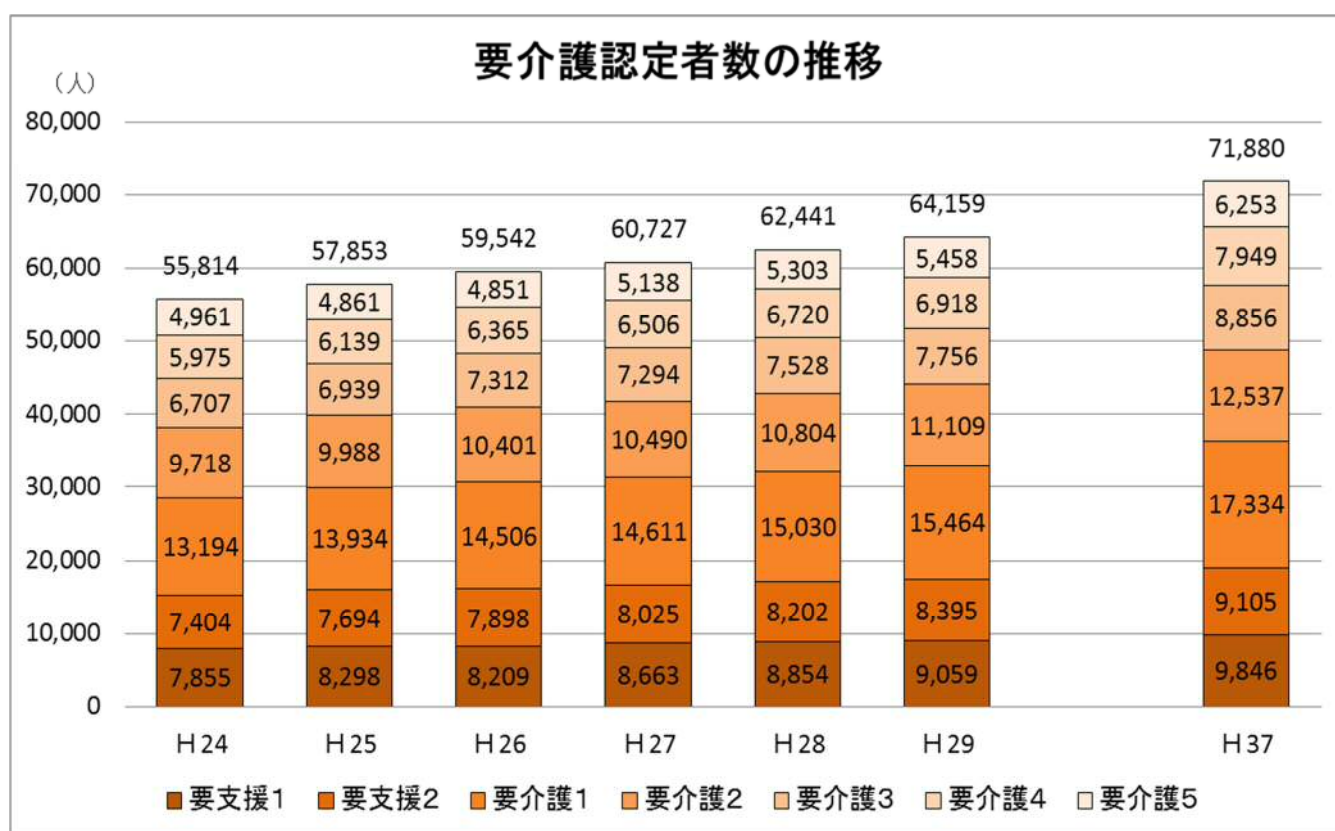
②要介護認定者数

高齢者の増加に伴い、要介護認定者（要支援含む）は今後も増加することが予想され、平成29年度には約6万4千人になる見込みです。

（単位：人／月）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
要介護認定者数	55,814	57,853	59,542	60,727	62,441	64,159	71,880
要支援1	7,855	8,298	8,209	8,663	8,854	9,059	9,846
要支援2	7,404	7,694	7,898	8,025	8,202	8,395	9,105
要介護1	13,194	13,934	14,506	14,611	15,030	15,464	17,334
要介護2	9,718	9,988	10,401	10,490	10,804	11,109	12,537
要介護3	6,707	6,939	7,312	7,294	7,528	7,756	8,856
要介護4	5,975	6,139	6,365	6,506	6,720	6,918	7,949
要介護5	4,961	4,861	4,851	5,138	5,303	5,458	6,253
割合 (対被保険者数)	22.0%	22.1%	22.2%	22.0%	22.2%	22.6%	25.7%

※平成24・25年度は平均値、平成26年度は7月値。平成27年度以降は推計値。



(2)介護サービス利用者数の見込み

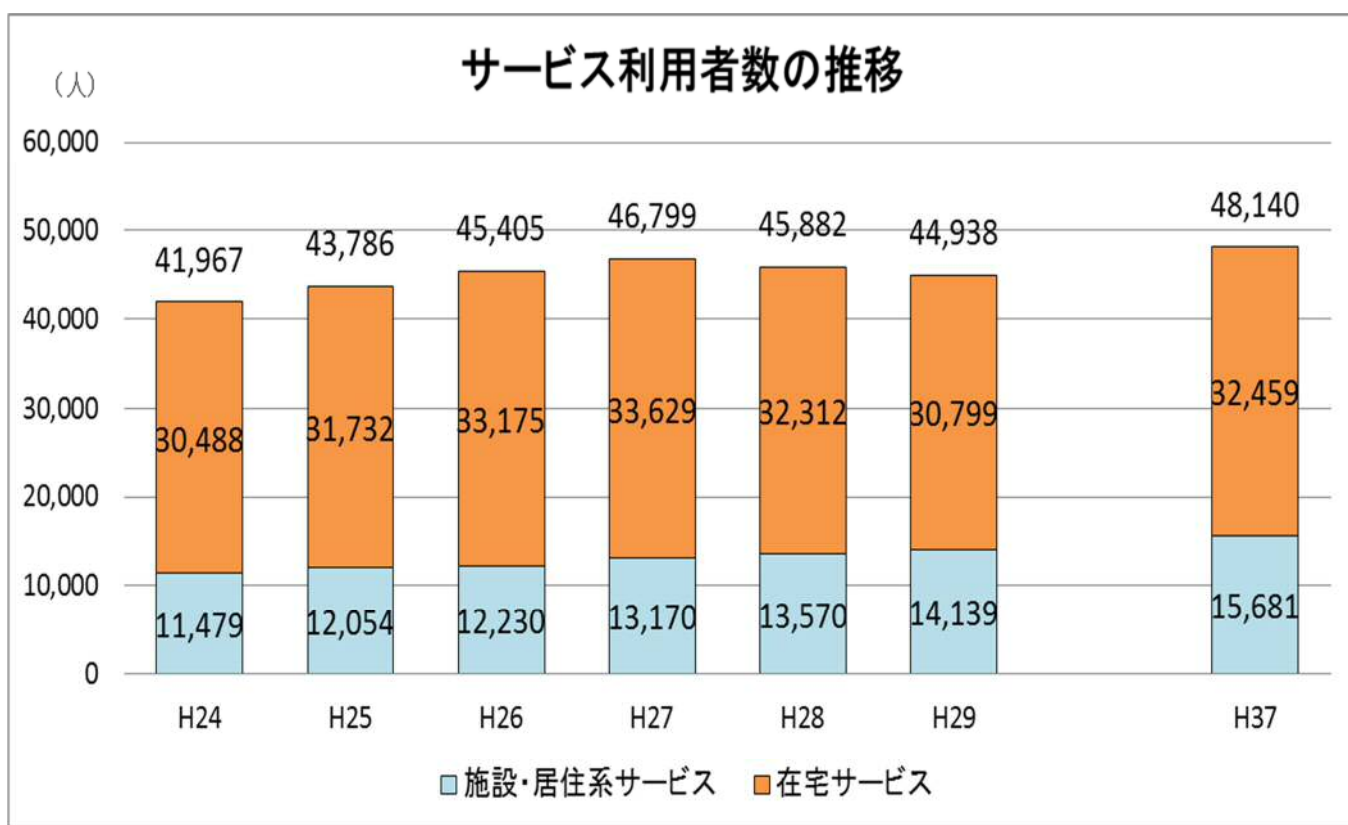
介護保険のサービス利用者は、要介護認定者の増加や施設の計画的な整備により、今後増加が見込まれます。平成29年度には約4万5千人になる見込みです。

※ 平成27年度から平成29年度にかけてサービス利用者が減少しているのは、予防給付のうち訪問介護と通所介護について、「新しい総合事業」への移行分を見込んでいるためです。

(単位：人/月)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
サービス利用者(実人数)	41,967	43,786	45,405	46,799	45,882	44,938	48,140
在宅サービス	30,488	31,732	33,175	33,629	32,312	30,799	32,459
施設・居住系サービス	11,479	12,054	12,230	13,170	13,570	14,139	15,681

※ 平成24・25年度は平均値、平成26年度は7月速報値。平成27年度以降は推計値。



(3) 保険給付費・地域支援事業費の見込み

介護サービスの利用見込みを基に、第6期（平成27～29年度）の保険給付費を約2,596億円、地域支援事業費を約141億円、合計で約2,737億円と見込んでいます。

（単位：億円）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	H37
総事業費	1,253	1,673	1,779	2,058	2,420	2,737	1,194
保険給付費	1,253	1,673	1,744	2,011	2,353	2,596	1,116
地域支援事業費	—	—	35	47	67	141	78

※ 第1期から第4期までは実績値。第5期、第6期は計画値。

※ 第6期計画値は、介護報酬の改定等の影響により、今後変動することがあります。

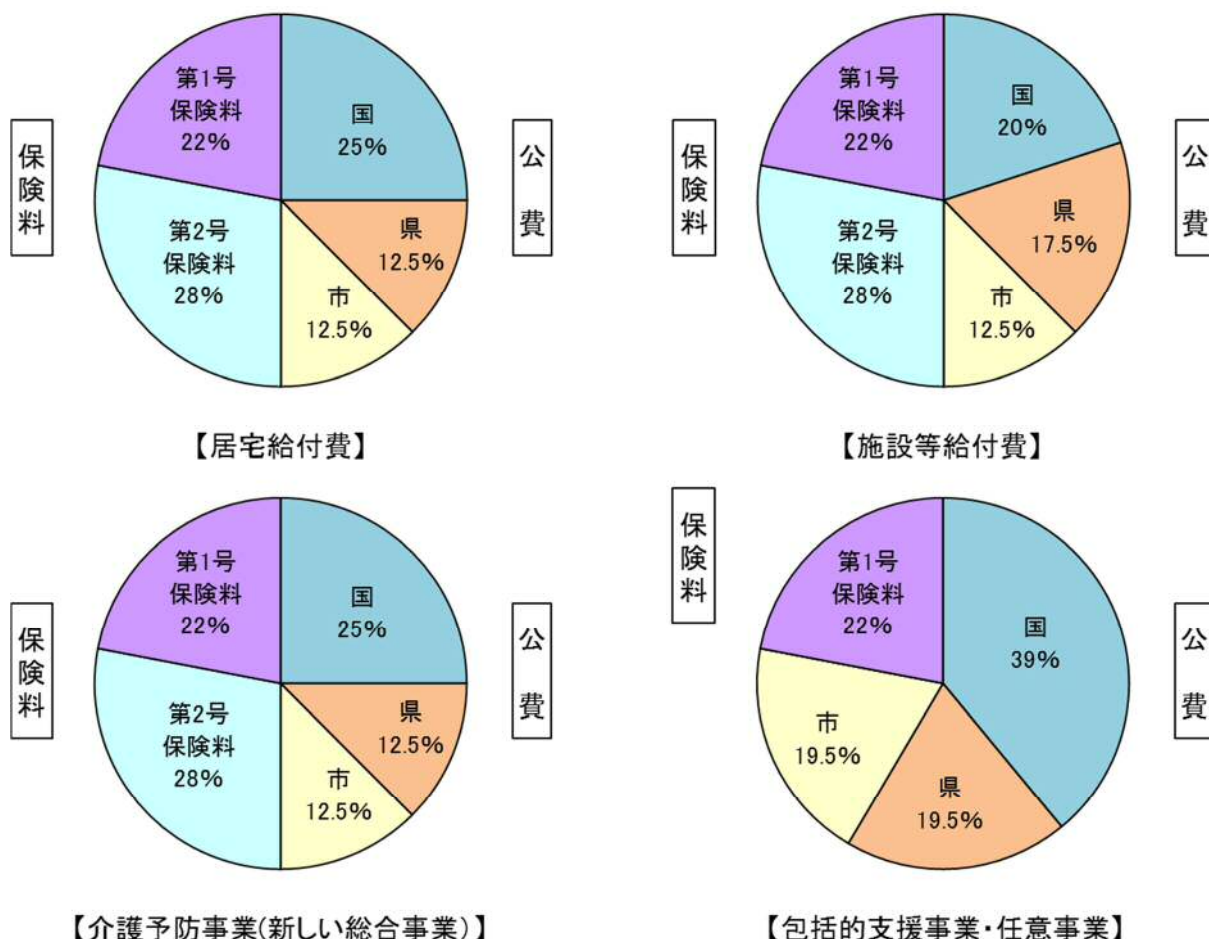
(4) 保険給付費等の負担割合

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分を除いて、残りの9割が保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳の方）で負担します。

このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、平成27年度から第2号被保険者との人口比により22%（第5期は21%）となります。

【 介護給付費と地域支援事業費の負担割合 】



2. 第6期介護保険料について

第6期介護保険料設定の基本的な考え方

<保険料段階の設定について>

- 国の示した保険料の「標準段階（9段階）」を踏まえつつ、より負担能力に応じたものとなるよう保険料段階を設定します。


<介護給付準備基金の活用について>

- 国の基本的な考え方として、第5期までの介護保険料の剰余（介護給付準備基金に積立）は、第6期に歳入として繰り入れ、第6期介護保険料の上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、介護給付準備基金の適切な取り崩しを検討されたいと示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残したうえで、第6期介護保険料の上昇抑制のために充当します。

<公費による低所得者の保険料軽減について>

- 介護保険法の改正により、公費を投入して低所得者（世帯全員が市民税非課税）の保険料が軽減される予定となっていることから、本市においても国の方針を踏まえて対応します。

【公費による軽減内容（予定）】

保険料段階	軽減前の保険料率		軽減後の保険料率	軽減幅
第1段階	0.5		0.3	▲0.2
第2段階	0.75		0.5	▲0.25
第3段階	0.75		0.7	▲0.05

※ 具体的な軽減幅等は、国の予算編成において最終的に決定され、政令で規定。

(1) 第6期介護保険料の主な増減要因等

<増加要因>

- 高齢者の増加による介護給付費の増
- 施設整備に伴う介護給付費の増
- 介護保険財政における第1号被保険者負担割合の増

※第5期：21%⇒第6期：22%

（全国の第1号被保険者と第2号被保険者の割合により決定）

<減少要因>

- 北九州市介護給付準備基金の活用
- 介護保険制度改正（一定以上所得者の利用者負担割合の見直しなど）

<その他>

- 公費による低所得者の保険料軽減

(2) 第6期の保険料段階の設定

国の示した基準（標準段階）に応じた変更

所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うという観点から、国がこれまで6段階であった介護保険料の「標準段階」を9段階に見直したことに伴い、この「標準段階」に応じた変更を行います。

① 第1段階と第2段階の統合

第5期における「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とします。統合後の「第1段階」の保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は0.5とします。

② 第2段階の保険料率の変更

第5期における「特例第3段階（第6期では「第2段階」）」について、保険料率を0.7から0.75に変更します。

負担能力に応じた保険料の多段階化

国の標準段階が9段階であるのに対し、本市では第5期において既に12段階としています。第6期においても、より負担能力に応じた保険料段階となるよう多段階化を行います。

③ 第7段階の新設

第5期における「第5段階（第6期では第6段階）」と「第6段階（第6期では第8段階）」に、新たに段階を設定し、「第7段階（本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上160万円未満）」とします。

保険料率（基準額「第5段階」に対する負担割合）は1.2とします。

(3) 第1号被保険者の第6期介護保険料（基準額）の算定

【第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法】

$$\frac{3 \text{ 年間の保険給付費・地域支援事業費見込み} \times \text{第1号被保険者の負担割合}(22\%) - \text{介護給付準備基金}(\ast)}{\text{負担割合で補正した3年間の被保険者数}} \div 12 \text{ 月} \\ = \underline{\underline{\text{約}5,800\text{円} \sim \text{約}6,000\text{円}(\text{基準額})}}$$

※ 第5期において保険料の上昇抑制に活用した金額と同等(約25億円)の「介護給付準備基金」を充当した場合。なお、今後国から示される介護報酬の改定や、介護給付準備基金の充当額により、基準額が変わることがあります。

第6期介護保険料の設定イメージ

◆第5期(平成24~26年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階 (基準額)	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	本人が市民税非課税						本人が市民税課税					
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
第5期保険料(月額)	生活保護受給者等	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超120万円以下	年金収入等120万円超	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超	合計所得金額147万円未満	合計所得金額147万円以上190万円未満	合計所得金額190万円以上300万円未満	合計所得金額300万円以上400万円未満	合計所得金額400万円以上600万円未満	合計所得金額600万円以上
	約2,640	約3,170	約3,690	約3,960	約4,750	5,270	6,060	約6,590	約7,910	約9,230	10,540	約11,070

◆第6期(平成27~29年度)の保険料段階

保険料率 ※カッコ内は公費軽減後	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	0.5 (0.3)	0.75 (0.5)	0.75 (0.7)	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
第6期保険料(月額)	生活保護受給者等	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超120万円以下	年金収入等120万円超	年金収入等80万円以下	年金収入等80万円超	合計所得金額120万円未満	合計所得金額120万円以上160万円未満	合計所得金額160万円以上190万円未満	合計所得金額190万円以上300万円未満	合計所得金額300万円以上400万円未満	合計所得金額400万円以上600万円未満
	約1,740 ~ 約1,800	約2,900 ~ 約3,000	約4,060 ~ 約4,200	約5,220 ~ 約5,400	約5,800 ~ 約6,000	約6,670 ~ 約6,900	約6,960 ~ 約7,200	約7,250 ~ 約7,500	約8,700 ~ 約9,000	約10,150 ~ 約10,500	約11,600 ~ 約12,000	約12,180 ~ 約12,600

【第6期の変更点】
◆第1段階と第2段階の統合◆
「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とする。
※保険料率は0.5

公費による軽減(予定)

【第6期の変更点】
◆第2段階の保険料率の変更◆
国の見直しをふまえ、保険料率を0.7から0.75に変更。
※「公費による軽減」により、実質的な負担は第5期よりも下がる予定。

【第6期の変更点】
◆第7段階の新設◆
合計所得金額120万円以上160万円未満の段階を新たに設定。
※保険料率は1.2

※第5期において保険料の上昇抑制に活用した金額と同等(約25億円)の「介護給付準備基金」を充当した場合。

【 第 1 号被保険者の第 6 期介護保険料（平成 27～29 年度） 】

段階	料率	対 象	保険料額 (月額)
第 1 段階	基準額×0.3 ※公費による軽減後 (予定)	生活保護受給者等 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 80 万円以下の人	約 1,740 円 ～ 約 1,800 円
第 2 段階	基準額×0.5 ※公費による軽減後 (予定)	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	約 2,900 円 ～ 約 3,000 円
第 3 段階	基準額×0.7 ※公費による軽減後 (予定)	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 120 万円超の人	約 4,060 円 ～ 約 4,200 円
第 4 段階	基準額×0.9	本人が市民税非課税の人（世帯の中に課税者がいる 場合）で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	約 5,220 円 ～ 約 5,400 円
第 5 段階	基準額	本人が市民税非課税の人（世帯の中に課税者がいる 場合）で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超	約 5,800 円 ～ 約 6,000 円
第 6 段階	基準額×1.15	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人	約 6,670 円 ～ 約 6,900 円
第 7 段階 (新設)	基準額×1.2	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 160 万円未満の人	約 6,960 円 ～ 約 7,200 円
第 8 段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で合計所得金額が 160 万円以上 190 万円未満の人	約 7,250 円 ～ 約 7,500 円
第 9 段階	基準額×1.5	本人が市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の人	約 8,700 円 ～ 約 9,000 円
第 10 段階	基準額×1.75	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	約 10,150 円 ～ 約 10,500 円
第 11 段階	基準額×2.0	本人が市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	約 11,600 円 ～ 約 12,000 円
第 12 段階	基準額×2.1	本人が市民税課税で合計所得金額が 600 万円以上の人	約 12,180 円 ～ 約 12,600 円

3. 本市独自の保険料の負担軽減制度について

本市では市独自の低所得者対策として、非課税世帯のうち生活が著しく困難で介護保険料の支払いが難しく、一定の要件に該当する場合には、申請により保険料を減額する制度を実施しており、第6期においても引き続き実施します。

(1) 要件

保険料段階が第2段階、第3段階の人で、以下の全ての要件に該当する人が対象。

収入	○ 前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。 ※ 1人世帯の場合、96万円+家賃負担額（家賃限度額 37.8万円）
資産	○ 居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。 ○ 世帯全員の預貯金等の合計額が350万円以下であること。
扶養	○ 他の世帯の人から扶養されていないこと。

(2) 軽減内容

第2段階、第3段階の保険料を、第1段階相当額まで減額します。

【参考 本市の介護給付費・介護保険料の推移】

事業期間	介護サービス等の費用	本市の保険料額	(参考)	
第一期	12年度	343億円	3,150円 (基準額)	2,911円 (全国平均)
	13年度	427億円		
	14年度	483億円		
第二期	15年度	523億円	3,750円 (基準額)	3,293円 (全国平均)
	16年度	569億円		
	17年度	581億円		
第三期	18年度	573億円	4,750円 (基準額)	4,090円 (全国平均)
	19年度	593億円		
	20年度	613億円		
第四期	21年度	659億円	4,450円 (基準額)	4,160円 (全国平均)
	22年度	691億円		
	23年度	708億円		
第五期	24年度	738億円	5,270円 (基準額)	4,972円 (全国平均)
	25年度	773億円		
	26年度	862億円		
第六期	27年度	877億円	約5,800 ~6,000円 (基準額)	
	28年度	908億円		
	29年度	952億円		

※ 費用については、25年度までは実績、26年度は予算額、27年度以降は計画値

※ 18年度以降は、地域支援事業費を含む